第十四条第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　三年以上研修歯科医の受入れがないとき。

三　協力型臨床研修施設にのみ指定されている施設が臨床研修施設群から外れたとき。

第十九条の表第九条第三項の項中「第十三号から第十五号まで」を「第十二号から第十四号まで」に改める。

第二十条の表第五条第一項の項中「第十六号まで」を「第十五号まで」に改め、同表第五条第二項の項中「第十号から第十二号まで」を「第九号から第十一号まで」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号ただし書の規定に基づき、平成二十五年法務省告示第四百三十七号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術・人文知識・国際業務の在留資格に係る基準の特例を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十三日

法務大臣　岩城　光英

本則中「第九号」を「第十号」に、「第十号及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に改める。

第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　バングラデシュにおけるバングラデシュコンピュータ評議会（ＢＣＣ）が実施する試験のうち次に掲げるもの

イ　基本情報技術者（ファンダメンタル・インフォメーション・テクノロジー・エンジニア）試験

ロ　応用情報技術者（アプライド・インフォメーション・テクノロジー・エンジニア）試験

○法務省告示第十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百六十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十三日

法務大臣　岩城　光英

第一号の表中「食品製造」の下に「、惣菜製造業」を加える。

○外務省告示第四号

平成二十七年十二月十五日にダルエスサラームで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

平成二十八年一月十三日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、タンザニア連合共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とタンザニア連合共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百十八億四千七百万円（一一、八四七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ケニア―タンザニア連系送電線計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、タンザニア連合共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、タンザニア連合共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、タンザニアの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　タンザニア連合共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がアフリカ開発銀行、アフリカ開発基金及びＪＩＣＡによるアフリカのための協調融資促進制度の実施のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　タンザニア連合共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してタンザニア連合共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためタンザニア連合共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　タンザニア連合共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してタンザニア連合共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してタンザニア連合共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してタンザニア連合共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者又は請負業者として活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してタンザニア連合共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　タンザニア連合共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びタンザニア連合共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　タンザニア連合共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十五年十二月十五日にダルエスサラームで

タンザニア連合共和国駐在

日本国特命全権大使　吉田雅治

タンザニア連合共和国

財務次官　サバシウス・リクウェリレ殿